



2026年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社 武蔵野銀行
代 表 者 名 取締役頭取 長堀 和正
(コード番号 8336 東証プライム)
問 合 せ 先 総合企画部長 桑久保 祐二
(TEL 048 - 641 - 6111)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、2026年5月11日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の第103回定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当行は、2026年3月16日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、第103回定時株主総会での承認を前提として、監査・監督機能の強化、経営の透明性向上、及び意思決定の迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

(2) 機動的な資本政策への対応

当行は、投資家の皆さまの期待に対し、機動的に対応していくため、会社法第459条第1項の定めに基づき剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことが可能となるように規定の変更を行います。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けないことから、今後の剰余金の配当等を株主総会決議によって行うことを排除するものではありません。

(3) その他

上記の各変更に伴い、字句の修正や条数の整備等、所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月25日(予定)

定款変更の効力発生日 2026年6月25日(予定)

<本件に関するお問い合わせ先>

総合企画部 中山 電話 048-641-6111(代表)

以 上

【別紙】定款の一部変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第18条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、<u>議長及び出席した各取締役がこれに記名押印して当銀行に保存する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当銀行の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、当銀行に保存する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当銀行の取締役は、<u>14</u>名以内とする。</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員として選任された取締役又は任期満了前に退任した取締役の補充として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了する時までとする。

(新設)

(新設)

(役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定する。ただし、業務の都合等により取締役会長、取締役副頭取、専務取締役又は常務取締役はこれを置かないことができる。

(代表取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
代表取締役は、各自当銀行を代表する。

2 取締役頭取、取締役副頭取及び専務取締役は、いずれも代表取締役をもってこれに当てる。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員であるものを除く。) の中から取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定する。ただし、業務の都合等により取締役会長、取締役副頭取、専務取締役又は常務取締役はこれを置かないことができる。

(代表取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員であるものを除く。) の中から代表取締役を選定する。
代表取締役は、各自当銀行を代表する。

(削除)

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 26 条～第 27 条 (条文省略)

(取締役会の招集)

第 28 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長が置かれな
いとき又は取締役会長が不在若しくは事故あると
きは、あらかじめ取締役会で定めた順序によ
り、他の取締役がこれに当たる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の 7 日前までに各取締役及び各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議等)

第 29 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。
2 当銀行は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(新設)

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 26 条～第 27 条 (現行どおり)

(取締役会の招集等)

第 28 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長 (取締役会長が置かれな
いとき又は取締役会長に事故あるときは、取締
役頭取) がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長及び取締役頭取ともに事
故あるときなど、これによれないときは、あ
らかじめ取締役会で定めた順序により、他の
取締役がこれに当たる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の 7 日前までに各取締役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議等)

第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることので
きる取締役の過半数が出席し、その取締役の過
半数をもってこれを行う。
2 当銀行は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 30 条 当銀行は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、<u>出席した各取締役及び各監査役がこれに記名押印して当銀行に保存する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 31 条 取締役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第 32 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 31 条 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、当銀行に保存する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 32 条 取締役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第 33 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(<u>監査役の数</u>)</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第 33 条 <u>当銀行の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の選任</u>)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 34 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の任期</u>)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 35 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補充として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>常勤監査役</u>)</p>	<p>(<u>常勤監査等委員</u>)</p>
<p>第 36 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第 34 条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定すること</u></p>

<p>(監査役の報酬等) <u>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役会の招集) <u>第 38 条 監査役が監査役会を招集する場合、その通知は、会日の 7 日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議) <u>第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある事項のほかは、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) <u>第 40 条 監査役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した各監査役がこれに記名押印して当銀行に保存する。</u></p> <p>(監査役会規程) <u>第 41 条 監査役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の責任限定契約) <u>第 42 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>ができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集) <u>第 35 条 監査等委員が監査等委員会を招集する場合、その通知は、会日の 7 日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議) <u>第 36 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある事項のほかは、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録) <u>第 37 条 監査等委員会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、当銀行に保存する。</u></p> <p>(監査等委員会規程) <u>第 38 条 監査等委員会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p>
--	---

第6章 計算

(事業年度)

第43条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第44条 (新設)

当銀行の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは信託受託者、登録株式質権者に支払うものとする。

(新設)

(中間配当)

第45条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは信託受託者、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という。)をすることができる。

(除斥期間)

第46条 剰余金の配当及び中間配当は、その支払提供の日から5年を経過したときは、当銀行はその支払いの義務を免れるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第39条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第40条 当銀行は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当銀行は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは信託受託者、登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)をすることができる。

3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(削除)

(除斥期間)

第41条 配当金は、その支払提供の日から5年を経過したときは、当銀行はその支払いの義務を免れるものとする。